安定的な地方財政運営の確保に関する提言

都市自治体の安定的な地方財政運営に資するため、国は、次の事項について、積極的な措置を講じられたい。

- 1. 地方自治体における安定した財政運営と事業の円滑な推進のため、中期財政フレームを踏まえた地方財政措置を早期に提示し、都市自治体の財源の予見可能性を向上させること。
- 2. 「財政運営戦略」においては、国と地方のプライマリー・バランスの黒字化を財政健全化目標としているが、その推進にあたっては、これまで国を上回る行財政改革に努めてきた地方の実態を踏まえ、「財政運営戦略」に則り、まず、国が改革に取り組むとともに、地方財政の自主的かつ安定的な運営に配慮し、地方公共団体に負担転嫁しないこと。
- 3. 国の責任において実施されるべき「子ども手当」などに代表される新たな制度創設や制度改正に当たっては、都市自治体の意見を反映させるため、事前に国と地方の協議の場等で協議を十分行うとともに、事務費を含め全額国庫負担とし、地方に財政負担や事務手続き上の過大な負担が生じることのないようにすること。
- 4. 都道府県事業等における市町村負担金に係る地方債発行額については、財政健全化法の健全化判断比率に影響を及ぼすことのないよう、実質公債費比率及び将来負担比率の算入から除外すること。